

# 吉野川市教育委員会会議録

招集年月日	令和8年3月12日
招集の場所	吉野川市役所東館3階 会議室
開閉会日時	開会 令和8年3月25日 午前10時00分 閉会 令和8年3月25日 午前10時45分
出席委員	教 育 長 木屋村雅信 委 員 武知 李香 委 員 貞野雅己 委 員 熊代雄一郎 委 員 山口 奈美 委 員 栗洲 直美
出席職員	副 教 育 長 植田千恵美 副 教 育 長 吉田みずほ 教 育 次 長 近藤秀樹 教 育 総 務 課 長 重清博文 学 校 教 育 課 長 西村広志 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 岡田裕仁

## 議案

- (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について
- (2) 吉野川市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- (3) 吉野川市社会教育委員の委嘱について
- (4) 吉野川市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (5) 吉野川市図書館協議会委員の任命について
- (6) 吉野川市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (7) 吉野川市スポーツ推進委員の委嘱について

## 報告事項

- (1) 令和8年3月市議会定例会一般質問について
- (2) 吉野川市学校給食用物資調達納入業者の登録について

## 教育長職務代理者の指名について

## 教育長報告

## 会議の経過

木屋村教育長	ただいまから、3月の吉野川市定例教育委員会を開会いたします。 教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。 本日の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。  議案(1)「業務量管理・健康確保措置実施計画(案)」について事務局より説明をお願いします。
吉田副教育長	資料1ページをご覧ください。先月の定例教育委員会でもご説明いたしましたとおり、4月1日より学校職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を実施することとなります。内容は変更がございませんが、この計画でまいりたいと考えております。 資料13ページをご覧ください。本計画の概要版です。上の欄に県の時間外在校等時間のデータ、目標が掲載してあります。 資料の14ページをご覧ください。こちらは本市の令和6年度の職種別の時間外在校等時間の月あたりの時間等となっております。また、年休の年間取得日数についてもお示ししております。現状をご覧ください。業務量管理・健康確保措置実施計画の目標といたしまして、時間外在校等時間を30時間程度に、というものがございしますが、小学校につきましては概ねそこに近い形になって

おります。中学校につきましては、小学校と比較して長時間勤務傾向がございます。特に、80時間超の教諭は23.6%ということで、ほぼ4人に1人が過労死ラインを超えているということになり、大きな課題であると考えております。また、小中ともに教頭先生が長時間勤務になっているということも、課題でございます。

これまで、本市としましては、こちらに掲載してあるようなことを取り組んでまいりましたが、こちらに加えまして、裏面をご覧ください。重点目標としまして、先ほど課題として申し上げましたが、やはり長時間勤務の是正を目指したいと考えております。特に、時間外在校等時間月あたり80時間超の教職員の割合を減していきたいと考えております。小学校はゼロに近づけ、中学校もなんとか20%以下に持って行ければと考えております。また、学校事務の効率化、学校運営の見直しによる業務負担の軽減を目指して取り組んでまいります。

令和8年度の主な取組として5点あげております。特に、(3)の授業時程の見直しにつきましては、鴨島地区中学校において1単位授業時間を柔軟に見直し、効果と課題の検証を行ってまいります。また、(5)は学校閉庁日、夏季休業日の延長についてすでに取り組んでおりますが、この拡充について校長会と意見交換をしつつ、拡充を図ってまいります。また、学校の要望に応じて留守番電話機能の導入予算化に取り組んでまいりたいと考えております。以上のような目標、取組に学校の実態に合わせた取り組みを進めてまいることとなりますので、お知りおきいただければと思います。

木屋村教育長 ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

委員 資料14ページは令和6年度の実績ですよ。

吉田副教育長 はい、そうです。

委員 令和7年度については。

吉田副教育長 令和7年度については、3月の締めが終わったら、なるべく早くお示しできるようにと思っております。

委員 傾向としてはだいぶ減ってはきている感じですか。

吉田副教育長 ここでお答えできるほどの変化を見取れてはいないですが、正確な数字については、きちんとお調べしてご提示させていただきます。

委員 これから80時間超のところについて、特に気をつけてみてもらいたいと考えております。この過労死レベルという人をどうにか救ってあげられるような対応というか、なかなか難しいと思いますが、どうにかそこら辺の対応をよろしくお願いします。

吉田副教育長 ありがとうございます。

委員 15ページの先ほどご説明のあった授業時点の見直しというところで、中学校は50分授業と思うんですが、45分でしたら授業数をもっと増やさないといけないとかはないんでしょうか。

吉田副教育長 授業数を増やす方向ではなくて、45分で必要な事項を学んでいくというのを求めて、進めていく方針ではございます。全的に1年間を通して45分授業にできるかっていうのが難しいところで、取りかかれるところから、45分授業でいこうかというイメージをしております。どのような

展開があるのかというのを検証してから、良い部分が多いということであれば、全体で展開していったらというところでございます。

木屋村教育長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

議案（２）「吉野川市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いします。

西村学教教育課長 １７ページの新旧対照表をご覧ください。

吉野川市学校運営協議会規則第１１条が改正案の通り追加の項目ができました。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５第４項の改正により、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項が追加されたことに準じ、新旧対照表のような追加項目ができました。

木屋村教育長 ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

議案（３）「吉野川市社会教育委員の委嘱」について事務局より説明をお願いします。

近藤教育次長 資料１８ページをご覧ください。社会教育法第１５条第１項及び第２項の規定による社会教育委員を委嘱するためには、吉野川市教育委員会事務委任等規則第２条第１３号に基づき、教育委員会の議決を経て、委嘱することになっておりますので、今回の定例会においてお諮りするものです。

委員候補の氏名、所属、役職を順に読み上げます。「川村豊臣、吉野川市スポーツ協会会長」「徳山富子、吉野川市人権教育推進協議会理事長」「宇山孝人、吉野川市文化財保護審議会会長」「下時次郎秀臣、吉野川市文化協会理事長」「中洋子、吉野川市図書館協議会会長」「徳永力、徳島県子ども会連合会理事」以上７名、新たな方は、一番最後の徳永力様で、その他の方は再任となります。任期は令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２年間です。

木屋村教育長 ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

議案（４）「吉野川市公民館運営審議会委員の委嘱」について事務局より説明をお願いします。

近藤教育次長 資料１９ページをご覧ください。社会教育法第２９条及び第３０条の規定による公民館運営審議会委員を委嘱するため、先ほどの社会教育委員同様、吉野川市教育委員会事務委任等規則第２条第１３号に基づき、今回の定例会においてお諮りいたします。

委員候補の氏名、所属、役職を順に読み上げます。「東谷克子、吉野川市身体障害者連合会会長」「徳山富子、吉野川市人権教育推進協議会理事長」「喜島寧子、吉野川市婦人団体連合会会長」「下時次郎秀臣、吉野川市文化協会理事長」「宇山孝人、吉野川市文化財保護審議会会長」以上５名、全ての方が再任となります。任期は令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２年間です。

木屋村教育長 ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

議案（５）「吉野川市図書館協議会委員の任命」について事務局より説明をお願いします。

近藤教育次長 資料２０ページをご覧ください。図書館法第１４条及び第１５条の規定による図書館協議会委員を任命するため、こちらも同様に吉野川市教育委員会事務委任等規則第２条第１３号に基づき、今回の定例会においてお諮りいたします。委員候補の氏名、所属、役職を順に読み上げます。「中洋子、

読み聞かせ団体代表「榎納謙司、学識経験者」「大塚勉、学識経験者」「寒川恵里、読み聞かせ団体代表」「宇山孝人、吉野川市文化財保護審議会会長」以上5名、全ての方が再任となります。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

木屋村教育長 ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

議案（6）「吉野川市文化財保護審議会委員の委嘱」について事務局より説明をお願いします。

近藤教育次長 資料21ページをご覧ください。文化財保護法第190条第1項及び吉野川市文化財保護条例第6条第3項の規定による吉野川市文化財保護審議会委員を委嘱するため、こちらも同様に吉野川市教育委員会事務委任等規則第2条第13号に基づき、今回の定例会においてお諮りいたします。委員候補の氏名、地区、専攻順に読み上げます。「宇山孝人、山川、有形文化財」「谷本清、鴨島、有形文化財」「徳山豊、鴨島、天然記念物」「結城孝典、山川、史跡」「鎌田成之、川島、無形民俗文化財」「瀧山雄一、鴨島、有形民俗文化財」「橋川寛司、川島、史跡」以上7名、全ての方が再任となります。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

木屋村教育長 ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

議案（7）「吉野川市スポーツ推進委員の委嘱」について事務局より説明をお願いします。

近藤教育次長 資料22ページをご覧ください。スポーツ基本法第32条第1項の規定による吉野川市スポーツ推進委員を委嘱するため、こちらも同様に吉野川市教育委員会事務委任等規則第2条第13号に基づき、今回の定例会においてお諮りいたします。スポーツ推進委員は25名と非常に多くなりますので、新規に候補となる方のみ読み上げさせていただきます。

表の一番上、「阿部美紀、鴨島」その下、「宮城みゆき、鴨島」中段より少し下、「渡辺ひとみ、川島」その他の方につきましては、再任となる方です。以上25名、任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

木屋村教育長 ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。続きまして、報告事項にうつります。

報告事項(1)「令和8年3月市議会定例会一般質問」について事務局より説明をお願いします。

重葦教育総務課長 それでは、23ページの一覧表の順にご説明申し上げます。

まず、24ページになります。質問順位1番、細井英輔議員から「5 鴨島東中学校と鴨島第一中学校の統合について、(1)統合に向けた準備状況、(2)鴨島東中学校の跡地利用」について質問がございました。これに対しまして、統合校の校歌に盛り込みたい歌詞のフレーズ及び校章のデザインについて、12月22日から1月30日までの間、アイデア募集を行い、その結果を基に、統合準備委員会において協議した結果、校歌については、いただいた56件のアイデアを基に、専門の方に制作を依頼することとし、それぞれの中学校に縁のある音楽家を候補として、打診している。

また、校章については、委員から新しい制服のワッペンに使用されていたデザインが、両校のスクールカラーを引き継ぐとともに、鴨の翼や学校のイニシャルの「K」もイメージされていることから、新しい校章にふさわしいとの意見があり、当該デザインに決定した。

「鴨島東中学校の跡地利用」に関しては、現時点においては、統合校の各種調整項目を優先して協議していることから、跡地利用に関しての具体的な検討には至っていない。まずは、地域の皆様のご意見をお聴きした上で、議員から提案のあった防災の観点を含め、広く検討して参りたい旨答弁いたしました。

また、次ページ「統合後の部活動及び統合前の連携」についての再問があり、これに対し、鴨島東中学校で活動している部活動は、すべて鴨島第一中学校にも存在することから、統合時には、鴨島第一中学校で活動している17種目の部活動をそのまま継続することとした。統合前の連携に関しては、運動部については、令和8年度の総合体育大会終了後、新チームとなる時点から統一チームとして活動を開始し、文化部については、令和9年4月の統合時に合

流となるが、本年度実施した合同コンサートなどの交流を通して、引き続き統合に向けた連携を深める旨答弁いたしました。

岡田学校給食所長

(1)「学校給食費無償化の財源は」について御質問がありました。次のページをご覧ください。学校給食費の無償化及び補助金の事業費総額約1億5,300万円に対し、小学校の給食費については、国が新たに創設した「給食費負担軽減交付金」約8,300万円を活用することとしております。国の交付金を差し引いた約7,000万円の財源を別途確保する必要がありますが、令和8年度においては、国の「重点支援地方交付金」5,200万円に加え、地域振興基金を取り崩すなど、学校給食費の完全無償化の実現に向けた対応を講じることにより、保護者の負担を求めないこととしたところでございます。

次に、(2)「有機農産物を取り入れては」について御質問がありました。でございますが、有機農産物は通常の農産物と比較して価格が高く、有機農産物を学校給食に取り入れるにあたりましては、生産者からは、大きさや形など、学校給食センター用の規格に基づいた農産物の必要な量を確保し、指定された時間に供給いただく必要があります。こうしたことから、日々の給食に有機農産物を取り入れることは困難と考えておりますが、試験的に、副食などの献立の一部に取り入れるなど、可能な範囲での取り組みを検討するとともに、協力いただける生産者の確保に努めて参ります、と答弁いたしました。

西村学校教育課長

質問順位3番、谷田憲二議員からの「不登校児童生徒の現状認識と既存支援について」との質問に対して、本市の不登校児童生徒数の増加傾向と主な要因について説明し、既存支援については、学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や教育支援教室(つじ学級)等により、教職員や保護者・児童への教育相談及び関係諸機関とのスムーズな接続や学校以外での居場所づくり、という成果が確認され、不登校の要因が多岐にわたり、その状況下で真にニーズにあった適切な実態把握や支援を行うことが課題として挙げられる。

次に、「メタバースを利用した不登校支援について」との質問に対して、自宅から参加できるなど、安心して授業に参加することができ、不登校状態にある子どもたちの心理的ハードルを下げる効果がある。一方でVR機器の使用により、教職員は通常のクラス運営に加えメタバース内の動向も把握する必要性等の課題がある。

次に、「吉野川市として導入の可能性と今後の具体的な検討について」との質問に対しては、本市の不登校児童生徒の実態やニーズ等を踏まえると、本市単独で行うよりは、本市を含む広域での取組や県への要望等について検討して参ると、答弁いたしました。

重議教育総務課長

続きまして、同ページ下段、質問順位4番、近久寛議員から「2 廃校施設の利活用について、(1)上浦小学校の通信制高校の開設計画を見直すに至った経緯、(2)今後の利活用」について質問がございました。

これに対しまして、上浦小学校に通信制高校の開設計画を計画していた(有)日本教育マネジメントが県へ認可申請を行った同時期に、複数の大手学校法人が県内での通信制高校設置に向けて認可申請されるなど、ここ1~2年の間に資本力を有する学校法人の新規参入が進み、県内における通信制高校を取り巻く環境が大きく変化してきた。日本教育マネジメントにおいて、通信制高校の設置に向けた法人の運営体制や財務管理等に係る将来的な見通しを検討した結果、新たな通信制高校の開設計画を一旦白紙に戻し、これまでと同様に、未来高校徳島学習センターの運営に注力するとの判断に至り、去る2月24日に開催した上浦地区での説明会において報告した。

「今後の利活用」については、日本教育マネジメントからは、引き続き校舎の利活用についての打診を受けており、今後の運営方針が決まり次第、改めて協議することとなっている。一方で、敷地内には、幼稚園や運動場などの具体的な利活用が決まっていない施設もあることから、今後の利活用について、地域の皆様のご意見を伺いながら検討していく旨答弁いたしました。

西村学校教育課長

資料28ページとなります。質問順位5相原一永議員からの「昨年度に欠席中の学習成果を指導要録に反映した児童生徒数及び反映していない学校がある場合、その理由や課題は」との質問に対して、昨年度、欠席中の学習成果を指導要録に反映した児童生徒数は、市内小中学校において7名であり、家庭における学習状況を所見欄に文章で記述するなど家庭での学習評価に反映している。ただし、定期的に学習成果を確認することや学習成果について客観的な根拠を確保することが難しく、一つ一つの学習活動全てを評価を結び付けることはかなわないが、各校において、今後の指導に生かすべく取り組んでいる。

次に、「不登校であっても学びが評価される」という考え方が市内の全小中学校にどの程度浸透しているのか、また校長会等で具体的な運用方法に関する説明や研修を実施しているのか」との質問に対して、教職員研修の実施には至っていないが、国の通知を受け、通

知内容を校長会等で周知しておくこと、その通知内容の十分な理解の上、各校において不登校児童生徒の指導・評価に取り組むよう進めている。

次に、「不登校児童生徒対策について文部科学省が示す評価の三要件について、どのように整理し、学校現場に指導しているのか」との質問に対して、文部科学省の示す要件に照らして評価するよう指導しているが、市としての基準は示していない。今後その基準について先進自治体に習い、研究していく。さらに、学習状況の家庭訪問等での把握については、教育支援教室「つつじ学級」からの学校への定期的な通知、ドリルアプリの活用等の環境整備に努めていく。

次に「不登校児童生徒の学びを保障し、高校進学を選択肢を狭めないための市としての方針は」との質問に対して、これまで同様、児童生徒の学習について家庭や教育支援教室等の関係諸機関と連携を図り、学校以外での学習成果も丁寧に確認し、評価に反映させていくことに加え、市内の評価事例や先進自治体の取組から、実務に生かせる評価の在り方、具体的方法を研究して参りたいとの答弁しました。

これに対しまして「(ア) 市独自のガイドラインの必要性と策定時期、(イ) 進学保障の観点からの評価の位置づけ」について再問がございました。

「市独自のガイドラインの必要性と策定時期は」との質問に対して、全国でも早くから評価反映のやオンライン学習の実績がある先進地の調査研究を進め、できるだけ早い時期の基準の提示を目指して参りたい。「進学保障の観点からの評価の位置づけは」との質問に対して欠席中の学習成果を評価することが制度化されたことにより、この制度を適切かつ積極的に活用し、本人の頑張りが進学の際に評価として生かせるよう努めて参りたいと答弁いたしました。

西村学校教育課長

質問順位 6 中西渉議員より「不登校の児童生徒の現状は」との質問に対しては、市内小中学校において、これまでにオンラインで学校とつながりながら学習を行い、出席扱いとした例もある。ネット出席については、不登校児童生徒の学びの機会を確保し、学校とのつながりを維持する上で有効な側面がある一方で、出席として認める基準や学習状況の把握方法、評価の在り方等整理すべき課題があると考えている。

次に「ネット出席制度の今後の方向性は」との質問に対しては、まずは、これまでの事例の検証と学校現場の意見を進めながら、出席として認める基準の提示を含め、オンライン授業による出席の認定を適切に、円滑に行うための方策等について調査研究を進めていくと答弁いたしました。

同じく中西議員より「本市の現状は」との質問に対して、入学当初において、生活リズムや集団での学習の進め方に戸惑いが見られる現状が報告されている。

次に「保幼小接続の現在の取り組みは」との質問に対して、本市では令和7年度より「幼小架け橋期連携協議会」を設置し、市内を6地区に分けてこども園と小学校が継続的に連携する体制を整えている。さらに、支援が必要な児童については、これらに加えて、特別支援教育連携協議会において、特別支援教育コーディネーターを交えた引き継ぎ、相談ファイルを活用した個別情報の共有などを行っている。

次に、「スタートカリキュラムの今後の考えは」との質問に対して、小学校1年生においては、スタートカリキュラムのもと生活科を中心とした体験的学習、弾力的な時間割、等により段階的に学校生活へ適応できるように配慮している。授業観察や学校説明の時期の見直し、引き継ぎの工夫等をカリキュラムに反映させ、学びの連続性を一層意識した取組へとつなげたいと答弁いたしました。

西村学校教育課長

質問順位 8 栞原五男議員より「児童に与える影響をどう考えるか」との質問に対して、高校再編による学校規模縮小や統合等により本市の中学生が「自分の適性や興味にあった」教育を身近な地域で選択しづらい状況になること、そのことにより、高校入試を控えた生徒・保護者への心理的動揺や不安が大きくなることが予想されると、答弁いたしましたところ、「(イ) 教育的観点から地元高校の意義をどのように捉えているのか」という再問があり、教育長からは、地元の高校がこれまで地域との連携や活性化に貢献されてきた意義は大きい。今後は、地元高校の強みを活かし、更なる魅力づくりを推進できるよう、本市における教育水準の維持・向上ならびに子どもたちの将来を見据えた観点から、県教委や関係機関に対し、存続について要望を行って参りたいと、答弁いたしました。

木屋村教育長

ただいまの件について、ご質問等ございませんか。  
続きまして、報告事項(2)「吉野川市学校給食用物資調達納入業者登録」について事務局より説明をお願いします。

岡田学校給食所長	<p>教育委員会事務委任等規則第2条及び吉野川市学校給食用物資調達納入要綱第5条第1項の規定により、吉野川市学校給食用物資調達納入業者の登録について教育長が専決したので、規則第4条第1項の規定により別添のとおり、ご報告させていただきます。</p> <p>35ページをご覧ください。この学校給食用物資調達納入業者登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっており、令和8年度の登録申請受付を令和8年2月1日から10日まで行ったところ、いずれも継続業者9業者で、新規申請業者はありませんでした。書類審査の結果、継続業者においては選定基準を充たしており、本年度の納入状況も誠実で良好であるため、令和8年度の学校給食用物資納入業者として登録することといたしました。以上でございます。</p>
木屋村教育長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、「教育長職務代理者の指名」についてにうつります。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条の規定によれば、教育長に事故等が生じた際、あらかじめ教育長が指名する委員が職務代理を行うこととなっております。</p> <p>来る3月31日をもちまして、昨年3月定例会で申し合わせいたしました武知李香氏の教育長職務代理者としての任期が満了いたします。つきましては、4月1日からの職務代理者について、私より指名させていただきたいと思っております。栗洲直美委員にお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いたします。なお、任期については、法律では定められていませんが、4月1日から1年間でお願いたします。</p> <p>それでは、教育長報告にうつります。</p> <p>資料36ページをお開きください。3月分につきまして、主な内容をご報告いたします。今月のご報告は、6日（金）と、17日（火）の小・中学校における卒業証書授与式についてであります。委員の皆様も式典への出席、ならびに祝辞等、たいへんお世話になりました。それぞれ参列された学校での式典はいかがだったでしょうか。</p> <p>私の場合、中学校は、鴨島東中学校に、小学校は鴨島小学校に、出席いたしました。私は、こうした卒業式ならではの緊張感と申しますか、「凜とした空気感」に、気が引き締まると思いと、各教育課程を締めくくる大きな節目の場に立ち会えることに感謝の気持ちが湧いてまいります。</p> <p>まず、鴨島東中学校では、感動的な送辞、答辞はもとより、東中ならではの温かい校風、雰囲気を感じられ、先輩から後輩へのバトンタッチとともに、あと1年に迫った閉校にむけ、最高の学校にしていこうという強い意思が伝わってまいりました。私自身も、1年後の「鴨島中学校」統合にむけて、準備をしっかりと行い、「よい学校を創っていかなければ」という想いを、改めて強く持ちました。</p> <p>鴨島小学校では、式典の中の「門出のことば」において創立150年の歴史を受け継ぎ、新たな伝統を気づいていこうという決意とともに、退職する阿部校長の教育への熱い思いが伝わってくる卒業式となりました。式典後、運動場で行われた見送りの場面で、卒業生と保護者が持つ風船が、澄み切った青空に向かって、一気に天高く舞い上がる光景は、何とも清々しい、晴れやかなものがありました。</p> <p>小・中学校とも、児童生徒にとって最後の授業にふさわしい、立派な式典となりました。</p> <p>終わりに、新年度4月の予定を下段に記載しております。14日間の春休みを経て、8日（水）が令和8年度始業式、翌9日（木）が入学式となっております。入学式では、改めて新入生への祝辞（メッセージ）をよろしくお願いたします。他の内容につきましては、表に記載のとおりです。以上で教育長報告を終わります。何か、ご質問等ございますか。</p> <p>その他不いようですので、次に「4月定例教育委員会の開催日時について」事務局よりお願いたします。</p>
重清教育総務課長	<p>次回の定例会ですが、事務局の案といたしまして、4月24日（金）午後2時開催とさせていただきますと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。</p>
木屋村教育長	<p>それでは確認いたします。次回4月の定例教育委員会は、4月24日（金）午後2時から開催ということでよろしくお願いたします。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の定例会を閉じることといたします。お疲れ様でした。お世話になりました。</p>